

令和8年度守山市  
一般廃棄物（生活排水）処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項に基づき、令和8年度の守山市一般廃棄物（生活排水）処理実施計画を次のとおり定める。

令和8年4月1日

守山市長 森 中 高 史

1 一般廃棄物の収集・運搬量（令和7年度）

収集し尿量	759.2 kℓ
浄化槽等汚泥量	1,124.1 kℓ
単独浄化槽汚泥量	442.3 kℓ
合併浄化槽汚泥量	681.8 kℓ
農業集落排水施設汚泥量	0 kℓ
排出量合計	1,883.3 kℓ

2 一般廃棄物の処理主体（令和8年度）

湖南広域行政組合

(1) し尿の収集・運搬（委託業者）

守山環整株式会社

(2) 浄化槽の清掃および汚泥の収集・運搬（許可業者）

守山環整株式会社

(3) 中間処理

湖南広域行政組合環境衛生センター（以下「環境衛生センター」とする。）

3 処理計画（令和8年度）

収集・運搬計画

(1) し尿の収集・運搬計画

ア 収集・運搬する廃棄物の量

し尿 1,109.9kℓ

イ 収集・運搬区域の範囲

守山市内

ウ 収集・運搬回数

概ね月1回

エ 収集・運搬方法

委託業者による収集

オ 収集・運搬する一般廃棄物の搬入先別内訳量

環境衛生センター 1,109.9kℓ

(2) 浄化槽汚泥の収集・運搬計画

ア 収集・運搬する一般廃棄物の量

浄化槽等汚泥量	1,376.2 kℓ
単独浄化槽汚泥量	618.5 kℓ
合併浄化槽汚泥量	757.7 kℓ
農業集落排水施設汚泥量	0.0 kℓ

イ 収集・運搬区域の範囲

守山市内

ウ 収集・運搬回数

年 1～2回

エ 収集・運搬方法

許可業者による引き出し

オ 収集・運搬する一般廃棄物の搬入先別内訳量

環境衛生センター 1,376.2kℓ